

労 審 発 第 3 4 2 号
平成 1 8 年 2 月 2 7 日

厚生労働大臣
川 崎 二 郎 殿

労働政策審議会
会 長 菅 野 和 夫

平成 1 8 年 2 月 2 7 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 労 第 0 2 2 7 0 0 1 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 国 民 年 金 事 業 等 の 運 営 の 改 善 の た め の 国 民 年 金 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 (仮 称) 要 綱 (労 働 保 険 の 保 険 料 の 徴 収 等 に 関 す る 法 律 の 一 部 改 正 関 係) 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年2月27日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

労働条件分科会
分科会長 西村 健一郎

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について

平成18年2月27日付け厚生労働省発基労第 0227001 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年2月27日

労働条件分科会
分科会長 西村 健一郎 殿

労災保険部会
部会長 西村 健一郎

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について

平成18年2月27日付け厚生労働省発基労第0227001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案（仮称）要綱（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係）」について、厚生労働省案は、妥当と認める。